

V 生産者の米穀在庫等の部

解 説

この部には、「生産者の米穀在庫等調査」による生産者の米穀在庫量等に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、生産者の米穀の在庫量、消費量、販売量等の実態を把握し、米穀の需給の安定を図る観点から、食料行政を円滑に遂行する等、各種行政施策の推進のための資料を整備することを目的としている。

(2) 調査期間又は期日

年間調査票の調査期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までの1年間、6月末在庫量調査票の調査期日は、令和6年6月30日現在である。

(3) 調査の方法

統計調査員が調査対象経営体に対して調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。ただし、調査対象経営体の協力が得られる場合は、調査票を郵送配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

2 用語の解説

(1) 「在庫量」とは、経営体が保管している主食用の米穀の量をいい、販売予約済又は手付金受領済のものであっても、現品を当該経営体以外の者に引き渡していないものを含む。

(2) 「収穫量」とは、収穫した主食用の米穀の量をいい、くず米を含む。

(3) 「購入量」とは、購入、譲受け、借入れ、物々交換、現物収入等により、他者から譲り受けた米穀の量をいい、購入した苗に相

当する種子もみを含む。

(4) 「販売量」とは、経営体が販売、交換、現物支払等により他者に有償で販売した主食用の米穀の量をいう。

(5) 「無償譲渡」とは、経営体が贈答等、無償で譲り渡した主食用の米穀の量をいう。

(6) 「自家消費量のうち飯用」とは、食用のために使用した米穀をいい、雇い人及び来客の食事に使用した米穀を含む。

(7) 「自家消費量のうちは種用」とは、種子として使用したもみ及び苗の数量をいう。

(8) 「自家消費量のうちその他」とは、飯用及びは種用以外の用途に使用した米穀をいい、家畜等の飼料にした米穀及び自家製みそ・しょうゆ・穀粉等の原材料にした米穀並びに災害・盗難等により紛失した米穀を含む。

3 利用上の注意

(1) 収穫量、販売量、自家消費量、在庫量等の数量は、玄米換算した数値である。

(2) この部に掲載した統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。

[調査概要の詳細についてはこちらから](#)
([農林水産省HPへリンク](#))

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話(076)263-2161 内線3636

直通(076)232-4894